

## 小倉城庭園 貸間利用規約

各部屋のお申込とご利用につきましては、以下の事項をご利用いただく前にご確認ください。

### (開園時間・休園日)

・基本開園時間は、以下の通りとなります。

夏季(4月~10月) 9:00~20:00(入園は19:30まで)

冬期(11月~3月) 9:00~19:00(入園は18:30まで)・貸間及び前撮り受付・お問合せは、上記基本開園時間に準じます。

・原則、年中無休ですが天候、施設修理・点検日等により臨時休館の場合があります。

### (貸間・前撮り予約)

・貸間使用申込は、ご利用日の3ヶ月前から承ります。

(例:4月23日にご利用の場合は1月23日から予約可)

但し、講座等で毎月連続して利用する場合は6ヶ月前から承ります。また、ご希望日時に庭園行事、他の予約等がある場合は、ご希望に沿えない場合がございます。

・貸間をご利用いただく際は「貸間使用許可申請書」を事前に提出ください。

貸間使用申込予約は「小倉城HPの申請フォーム」もしくは「業務管理部」にて承ります。但し、2回目以降の申請は電話申込も可能です。(申請者及び貸間利用内容が前回と同様の場合のみ)。未申請の場合は、ご利用いただけません。

・前撮りをご利用される際は、「前撮り貸間使用許可申請書」を事前に提出ください。また初回利用の際に「[利用同意書](#)」の提出をお願いします。

・利用申請者は原則 業者様のみとなります。初めてご利用される場合は、申請書の他に会社案内等の資料を提出していただく場合がございます。

・障子や襖の取り外し等は原則できません。また、当園の表示物及び設置物等を移動する際は必ず事前に相談ください。移動した表示物は撮影終了後、現状復帰を借受者(申請者)様にて行ってください。

・和室及び書院棟にて寝転ぶ・膝枕等、一般のお客様の目に余る行為での撮影は、ご遠慮ください。

・前撮り等で、着替えや機材が多い場合は「和室」「研修室」のご利用をお願いします。

・通路や広縁等の占有は貸間利用範囲に含まれません。他の利用者様への配慮をお願いします。

・減免(団体及び関係省庁等)がある場合は、予約時にお申し出ください。減免申請等の諸手続きは、借受者(申請者)様にてお願いします。

### (貸間・前撮り利用料金)

・料金については、「小倉城庭園 貸間・前撮り 使用申請書」をご参照ください。

・前撮り撮影の場合、貸間使用料、入館料(スタシ関係者、付添者等)、前撮り基本撮影料、空調費(使用した場合)等が必要となります。

・原則、こゝ利用前に庭園入口受付にてこゝ精算をお願いします。但し、クレジットカードクレジットカードでのご精算はできません。

・貸間借受者(申請者)かゝ貸間をこゝ利用し、参加者等から講座費及びゝ参加費並びゝに茶会費、ゝ会合費等の金銭の授受かゝある場合、通常の貸間料金の「1.5倍」もしくは「徴収単価×利 用人数×0.04」のいすゝれか高い方がゝ貸間料金となります。

・貸間利用者(申請者、講座生、関係者含む)かゝ施設内を見学(展示棟及びゝ書院棟等)する場合は、必ずゝ規定の入園料をお支払いください。

・貸出若しくは使用時間は、原則9時から21時までゝです。時間超過、又は予約時間前のこゝ利用は、他のこゝ予約のお客様へのこゝ迷惑となりますのでゝ、予約時間内に準備、撤去をお願いします。

(前撮り以外の撮影予約について)

・一般の撮影も、上記と同条件で受け付けます。

(こゝ利用について)

・庭園の設立趣旨、雰囲気と調和のとれたこゝ利用に限ります。

・他のお客様のこゝ利用(庭園鑑賞等)に支障をきたさない様をお願いします。

・行事、イベント等でゝこゝ利用いたたゝく場合は、事前打合せをさせていただたゝくことかゝご ざいゝます。その際に資料(企画書、図面等)をお願いする場合はゝこゝさゝいます。

・雑誌その他出版物等でゝ広報を行う場合、原稿確認(入稿前)をさせていただたゝきます。また、当園の画像(動画含む)等の使用についても事前にこゝ連絡をお願いします。

・チラシ、案内ハゝネル等の表示物については、借受者(申請者)様でゝこゝ準備をお願いします。・講演会、撮影等でゝ特別な機械(機器)、備品を搬入される場合は、予め当園へこゝ相談たゝ さい。

・貸間利用終了後、私物はその都度お持ち帰りください。当園でゝはお預かり出来ません。・利用開始前及びゝ終了後は、必ずゝ事務所へお声かけをお願いします。

(備品)「[有料備品使用申請書](#)」をこゝ参照ください。

・庭園内の備品(有料)については「有料備品使用申告書」をこゝ提出ください。

・賃借する備品等については、借受者(申請者)様でゝこゝ準備(設置等)及びゝ原状復帰をお願いします。但し、茶道具、掛軸などゝの美術品等については原則職員かゝ行います。

・会場設営及びゝ庭園職員かゝ準備、片つゝけ等を行う場合は別途設置料かゝ発生します。

(車両)

・当園は駐車場を完備しておりませんのでゝ、近隣の駐車場をこゝ利用ください。

庭園周辺及びゝ園内への車両(タクシー、トラック等含む)の乗り入れは原則禁止となっております。やむを得ずゝ荷物等の搬出入の為、一時車両乗り入れをこゝ希望する場合、台数、車種等を事前にこゝ連絡ください。(予定外の車両乗り入れはてゝきません。関係者への周知徹底をお願いします)

・庭園内の施錠及びゝ解錠は、庭園職員にて行いますのでゝお申し出ください。

(講座)

・初めて講座を受講される方は事務所にて承ります。また、事前打合せをさせていただたゝく場合はゝこゝさゝいます。

・講座の所定期間分の受講料は前納てゝお願いします。

・見学をこゝ希望の場合は、業務管理部または庭園事務室までゝこゝ連絡をお願いします。

・お支払いいたたゝいた受講料は、原則払い戻しを致しませんのでゝこゝ了承ください。

・講座を欠席及びゝ休講並びゝに退講される場合は、事前にこゝ連絡をお願いします。

・受講者かゝ極端に少ない場合や講師のやむを得ない事情等により、開講日の延期、イベント等による変更、天候により中止となる場合はゝこゝさゝいます。その場合、原則補講を行いま

す。

・受講料の振込手数料等は受講者様負担にてお願いします。

#### (注意事項)

次の場合は使用中、予約中に関わらず、直ちに使用中止または予約の取り消しを行い、この利用をお断りさせていただきます。ご了承ください。この場合に生じる損害に対して、当園は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

1. 法令または公序良俗に反する行為。
2. 申請書のこの利用目的以外でのこの利用。
3. 当園の利用権の全部または一部を第三者へ許可なく譲渡転貸すること。
4. 書院棟「上段の間」「上々段の間」は原則、立入禁止。
5. 他のお客様のこの迷惑となる行為。
6. 営利目的でのこの利用、物品販売、募金、掲示、記録以外での撮影またはこれに類する行為。
7. 園内でこの飲食は禁止です。(但し、立礼席及びこの茶会でのこのお抹茶・お菓子等、またはユニークメニューを除く)
8. 園内でこの火気類は使用禁止です。(但し、お茶会等を除く)また、発火または引火性の物品や危険物のお持ち込みも禁止です。
9. 園内は禁煙です。
10. 施設・設備等を汚損、破損させる恐れのある行為。
11. その他、当園係員の注意又は指示に従っていただけない等、庭園の管理、運営上、不相当と認める行為。
12. 利用規約を順守していただけない場合。
13. 万一、災害、事故等が発生した場合は庭園職員の指示に従い冷静かつ迅速に行動してください。災害、事故等に備え、非常口等の位置を予めご確認ください。

#### (申請資格について)

・北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらぬことを有するもの。  
また、疑義がある場合、関係行政機関へ当該行政機関に確認することに承諾したものを。

#### (損害賠償及び免責)

・施設及び備品等のこの利用に際しては、破損、汚損にこの注意ください。万一お客様(利用する全ての関係者を含む)がこの施設及び備品を破損・汚損された場合は損害を賠償していただきますので、このご了承ください。  
この利用中の盗難・災害に伴う損害については、当園は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

#### (個人情報) 個人情報の管理

・当園は適切な手段によって個人情報を収集するとともに、利用目的の範囲内で取扱いします。また、収集した個人情報の紛失、漏洩、改ざん等を防止する為、適切な安全対策及び必要な是正措置を講じます。

#### (個人情報の利用目的)

・当園がこの収集した個人情報の利用は、貸間及び前撮り撮影等の運営遂行の為に必要な範囲内でおお客様の利権を損なわないよう十分配慮して行います。

#### (個人情報の第三者提供に関して)

・下記の場合を除き、本人の同意無しに第三者へ個人情報を提供する事はありません。  
1. 法令により開示を求められた場合。

2. 裁判所、警察等の公的機関からの提供の要請が「あり、本人の同意が「無くとも社会通念上、情報提供が「妥当と当園が「判断した場合。

(個人情報開示の請求)

・お客様が「本人からのお申し出が「ありましたら、こ「本人で「ある確認が「取れた場合のみ開示「致します。

(規約の変更)

・必要に応じ「て、事前の通告なしに本規約を変更することが「あります。本規約変更後に施設利用した場合、変更後の規約を承諾したものとみなします。

(その他)

・この規約で「定めるもののほか、必要な事項は規定等で「定める。

付則

この規約は、令和4年 10月 1日から施行する。